

入札募集情報

平成29年6月22日公告

物件番号	西はりま第12号	
物件名	電話設備購入	
納入場所	揖保郡太子町老原554番地1 太子消防署	
納入期限	平成29年8月18日(金)	
担当課	西はりま消防組合 太子消防署 総務予防課	
業務概要	電話設備購入	
入札参加資格 (全項目に該当する者)	① 登録要件	西はりま消防組合の入札参加資格名簿(物品・役務)に登録がある者
	② 住所要件	無
	③ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公告日から開札日までの間、西はりま消防組合、構成市町又は兵庫県から指名停止を受けていない者 ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者 ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。 ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、契約等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
予定価格	事後公表	
最低制限価格	無	
入札方法	郵便方式(一般書留・簡易書留郵便に限る。持参及び普通郵便不可) ※封筒(任意)に添付の様式を封筒表面に糊付けし、入札書を封入すること	
入札書の提出期限及び提出先	期限	平成29年7月20日(木)午後4時00分必着 (※提出期限までに入札書の提出が無い場合は、無効とします。)
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・入札書(入札金額は、消費税を含みません。) ・内訳書
	提出先	〒671-1692 兵庫県たつの市揖保川町正條279番地1 西はりま消防組合 消防本部総務課

開札の日時及び場所	日時	平成29年7月21日（金） 午前10時00分
	場所	西はりま消防本部 本部会議室（3階）
	その他	代理人が立会いする場合は、委任状を持参ください。
仕様書の配布	組合ホームページに掲載	
同等品	不可	
入札に関する質問	期日	平成29年7月12日（水）午後4時00分まで
	方法	質問書（別紙3）により、西はりま消防本部総務課（FAX 0791-72-6119）へ送信。 送信後、送信した旨の確認電話をすること。 （TEL 0791-76-7119）
質問に対する回答	期日	平成29年7月14日（金）
	方法	組合ホームページに掲載
保証金	入札保証金	／ 契約しようとする金額の5%以上 ただし、契約規則第12条に該当する場合は免除
	契約保証金	／ 契約金額の10%以上
支払条件	前金払	／ 無
	部分払	／ 無
同額入札の場合の落札決定	<p>開札の結果、落札となるべき同額入札者が2人以上あるときは、入札者本人又は代理人（委任状が必要）が、その場でくじ引きにより落札者を決定する。</p> <p>ただし、同額入札者（代理人）の一部又は全員が入札会場にいない場合は、平成29年7月24日（月）午前10時00分から西はりま消防組合消防本部においてくじ引きを実施し落札者を決定する。</p> <p>なお、くじ引きに参加できない同額入札者（代理人）があるときは、当該入札事務に関係のない消防組合職員が代わってくじを引くこととする。</p>	
現場説明会	有 7月7日（金）10時 太子消防署2階 総務予防課へ	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等、入札に関する条件を熟知のうえ入札に参加のこと。 ・受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出、発注者への報告等を怠ったときは、指名停止の対象となる。 ・別紙「入札に関する注意事項」参照 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・入札執行回数 2回以内 ・開札の後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札をした者を落札候補者とし、当該落札候補者の資格審査を行い、入札参加資格を満たしている場合は、落札を決定する。 <p>資格審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、落札者が決定するまで、次順位者から順次資格審査を行う。</p>	

(別紙3)

質 問 書

社名			
担当者			
電話		FAX	
E-mail			

【質問】

件名	西はりま第12号 電話設備購入

物件（業務）番号	西はりま第12号
----------	----------

入 札 書

物件（業務）名 電話設備購入

納 入 場 所 揖保郡太子町老原554番地1
太子消防署

入 札 金 額 ¥

上記物件については、西はりま消防組合契約規則（平成25年規則第31号）、契約条項その他関係書類、現場等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

平成 年 月 日

西はりま消防組合

管理者 栗原 一 様

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

別紙

入札書の送付方法

封筒オモテに、下記様式(キリトリセン内)を貼りつけてください。

キリトリセン

〒671-1692

兵庫県たつの市揖保川町正條279番地1

西はりま消防組合 消防本部総務課 宛

入札書在中

①	物件番号	西はりま第12号	消防組合受付印 何も記入しないでください。
②	開札日	平成29年7月21日	
③	商号または名称		
④	代表者氏名		

③④は入札参加者が必ず記入すること。

委 任 状

私は、_____を代理人と定め下記の
権限を委任します。

記

_____の
入札及び見積に関する一切の権限

受 任 者 使 用 印 鑑	
------------------	--

平成 年 月 日

西はりま消防組合
管理者 栗原 一 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

入札に関する注意事項

この案内は、郵便方式入札の参加に当たり、注意事項を記載していますので、必ずお読みください。

1 関係法令

地方自治法、同施行令、西はりま消防組合契約規則、その他指示事項を熟知のうえ、入札に参加してください。

2 入札書等の作成要領

入札書等の作成に当たっては、次の事項に留意のうえ作成してください。記載誤り、押印漏れ、内容の不備等がある場合は、入札無効となるので十分ご注意ください。

- (1) 入札書等は、黒のペン又はボールペンで記入してください。
- (2) 入札書の入札者欄は、入札参加者の住所、商号又は名称、当該事業所の代表者職氏名（支店等で登録している場合は、必ずその支店長等の氏名を記入押印し、本社の代表取締役等の氏名は記載しないでください。）を記載し押印してください。
- (3) 入札書の日付は、**入札（開札）の年月日**を記載してください。
- (4) 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、訂正箇所を押印してください。ただし、**入札金額の訂正は一切認めません。**
- (5) 入札書の入札金額には、**消費税を含めない**でください。

3 入札書等の提出

- (1) 入札書等は、指定された期日までに郵送にて提出してください。
- (2) 提出方法は、**一般書留郵便及び簡易書留郵便**で提出してください。
- (3) 提出する際に使用する封筒は、任意の封筒とし、添付の様式を封筒の表面に糊付けし ①入札書、②その他特に提出を求められた書類を封入封かんしてください。
- (4) 1枚の封筒には、1件分の必要書類しか入れることはできません。

4 入札の辞退（指名競争入札・事前審査型一般競争入札）

入札を辞退される場合は、入札日の前日までに入札辞退届を、郵送（普通郵便可）又は直接提出してください。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1) 入札書等の必要書類が同封されていない入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 件名、入札金額、日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名の記載のない入札又は不明確な入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 予定価格を超える価格でした入札（予定価格を事前公表した場合）
- (7) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (8) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格のない者がしたと認められる入札
- (9) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札
- (10) 入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定

落札者を決定した時は、その旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続きについて説明を行います。通知を受けた者は、契約手続きについて担当職員の指示に従ってください。

電話設備購入仕様書

1 適用事項

(1) 概要

本仕様書は、西はりま消防組合太子消防署の駆け込み用電話交換機（IPP a t f i n d e r）の増設機能を利用し、電話機の機器を増設することに適用するものとする。
実施にあたっては、電話設備技術基準並びに本仕様書の各項目を全て満足するものとする。

(2) 設置事業

本設置事業は下記のものとする。

ア 各種端末類（多機能電話機等）	1 式
イ 電話機据付及び電話機取付	1 式
ウ 既設電話機の移設	2 台

(3) 検収

完了後、当組合担当者及び落札者立会いの下、検査を実施するものとする。

(4) 保証

検査後、1ヶ年以内に本件内の作業不備によると認められる故障が発生した場合は、落札者にて速やかに修理を行うものとする。

(5) 申請手続き

本作業に必要なNTTへの申請手続きは落札者が代行するものとする。
申請書類等に当組合の捺印が必要となる場合などは、これを対象外とする。

2 納入場所

西はりま消防組合太子消防署
兵庫県揖保郡太子町老原554-1

3 納入期限

平成29年8月18日（金）

4 交換機仕様

(1) 概要

ア 本交換機装置は、人事異動などに伴い発生する操作教育の不要化を目的とすることから、西はりま消防組合全署に導入している操作方法及び方式を継承する環境を構築すること。
イ 太子消防署においては、全署と同様の駆け込み用装置を導入しており、本装置に増設及び機能追加をすることで他署と同様の運用が実現できるものとする。
ウ 電話回線を新設備に移行する際に発生するNTT回線の一時的遮断時間については、業務運用面を考慮し、5分間迄とする。また、駆け込み電話の一時的遮断時間については、1分間迄とする。

(2) 交換方式

- ア 制御方式 : 蓄積プログラム方式
- イ 通話路方式 : 時分割PCM方式 (T 1 段)

(3) 収容回線

種 別	全ポート数	現 用	実 装	備 考
局 線 数	6 4			
アナログ回線		3	8	各署間通話含む
I S D N回線		2	2	
内 線 数				
デジタル内線		2 1	2 1	うち既設 4 台
アナログ内線		2	8	うち既設 1 台

(4) 番号計画

種 別	番 号	備 考
局線発信	“0”	1 桁
内線相互	A X X ~ C X X X	3 桁又は 4 桁
機能特番	X X X	3 桁
短縮ダイヤル	6 X X	3 桁
各署間通話発信	7 X X	3 桁

(5) トラヒック条件

内線 1 回線当たり平均発着呼量 6. 0 H C S を標準とする。

(6) 局線応答方式

- ア ダイレクトライン方式
- イ フローティングライン方式
- ウ D I D - F L
- エ ダイレクトインライン方式
- オ 分散中継台方式
- カ ダイヤルイン方式
- キ 発番号ダイヤルイン方式
- ク 付加番号ダイヤルイン方式
- ケ 中継台方式

(7) ダイヤル機能

回転ダイヤル (1 0 P P S / 2 0 P P S) 及びプッシュダイヤル (0 ~ 9 、 * 、 #)

(8) 機能

- ア 市外制御
- イ 帯域市外制御
- ウ 保留音送出
- エ 呼出信号音区別
- オ 自動ハウラ
- カ リセットシフトコール
- キ ピックアップ
- ク 内線代表
- ケ 長時間保留通知
- コ 内線相互キャンブオン
- サ ラインロックアウト
- シ ナンバーリングフリー
- ス コールバックトランスファ
- セ 可変不在転送
- ソ 固定・可変短縮ダイヤル
- タ 局線保留転送
- チ ラインクラス
- ツ 局線夜間切替
- テ レピートダイヤル
- ト I S D N対応

(9) サービスクラス

種 別	国際 自動	全市外	特定 市外	市内	固定 短ダ	依頼 発信	局線 着信	内線 相互
超特甲	○	○	○	○	○	○	○	○
特甲	×	○	○	○	○	○	○	○
準特甲	×	×	○	○	○	○	○	○
甲	×	×	×	○	○	○	○	○
甲B	×	×	×	×	○	○	○	○
準甲	×	×	×	×	×	○	○	○
乙	×	×	×	×	×	×	×	○

5 電源仕様

内蔵型電源とする。

バッテリー交換の目安 (平均 25℃) : 10年

入力電源 AC 100V ± 10V

6 電話機

- | | |
|---|-----|
| (1) D-station 51B多機能電話機 (12ボタン・表示付き) | 15台 |
| (2) D-station 52PB多機能電話機 (24ボタン、表示付き、停電時対応) | 1台 |
| (3) D-station 32CC2多機能電話機 (24ボタン、カールコードレス、表示付き) | 1台 |
| (4) AT-D770留守番電話装置 | 1台 |

7 作業仕様

- (1) 本作業は当組合担当者の指示に従い十分なる打合せの上を実施すること。
- (2) 本作業の配線方法は、電気工事共通仕様書で定める技術基準に準拠して実施すること。
- (3) 各機器の試験調査は、十分に行いデータで提出すること。
- (4) 機器の取扱説明については、十分に行い、作業完了後の運用に支障を来さないようにすること。
- (5) MDFについては既存を継続利用するが、落札者にて整理整頓・不要物の撤去を行い、今後のメンテナンス時を含め支障を来さないようにすること。
- (6) 旧電話機は落札者の方で撤去し、廃棄については、指定のリース会社で廃棄処理を行う。
- (7) 多機能電話機は、駆け込み用装置の配下のみ既設機器を継続利用を可とする。
- (8) 交換機切替作業は、日中業務時間帯に行うこと。なお、切替時間に要する時間は最小限とすること。
- (9) 配線作業については、既存設備の配線を流用可とする。
- (10) 交換機切替後について、本稼動当日については現場作業担当者が現地立合いを行うこと。発生した問題については速やかに対応し、完了後に当組合担当者へ報告すること。

電話設備配置図

